令和７年度
中野区育児休業代替任期付職員採用選考案内
［保健師、保育士］

令和８年３月１１日
中　　野　　区

育児休業代替任期付職員とは
　「地方公務員の育児休業等に関する法律」第６条第１項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。
　なお、勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様となります。

１　採用職種、受験資格及び採用予定数等

職種	採用区分	受験資格	勤務場所	採用予定数
保健師	Ⅰ類	国籍を問わず、次の①及び②を満たす人 ①　平成１６年６月１日までに生まれた人 ②　保健師免許を有する人（令和８年５月３１日までに登録見込みの人を含む）	すこやか福祉センター、保健所等	若干名
福祉（保育士）	Ⅱ類	国籍を問わず、次の①及び②を満たす人 ① 平成１８年６月１日までに生まれた人 ② 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人（令和８年５月３１日までに登録見込みの人を含む）	区立保育園	１０名程度

※勤務中は禁煙です。勤務場所は敷地内禁煙です。

【共通】

※地方公務員法で選考を受けることができないとされる人は受験できません。（受験申込時の入力フォームの説明を参照のこと）

※受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※現に中野区の職員である人（教育公務員、会計年度任用職員、非常勤職員及び任期付職員を除く）は受験できません。

【保健師のみ】

※平成１６年６月２日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人（令和８年５月３１日までに卒業見込みの人を含む。）またはそれと同等の資格があると認められる人も受験できます。

２　採用予定時期

いずれも令和８年６月１日以降

※職員の育児休業取得状況により、採用時期が異なる場合があります。

３　任用期間

代替する職員の育児休業請求期間に応じて、おおむね６か月以上３年未満。

なお、任期付職員として採用され、その任期が満了した後に、他の職員の代替として任期を更新することはありません。

４　選考日程及び選考方法等

全職種共通

選考日時	令和８年４月１８日（土）集合時刻は受験票交付の際にお知らせします
選考会場	中野区役所　本庁舎
選考方法	① 課題式論文 保健師：９０分・１０００字以上１５００字以内 保育士：６０分・６００字以上８００字以内 ② 面接 ※論文選考終了後に個別面接を順番に実施するため、面接開始までに待ち時間をいただく場合があります。
最終合格発表	令和８年５月上旬頃（予定） 合否にかかわらず、受験者全員に通知します。

5　合格者の取扱

職員の育児休業取得の見込みを踏まえ、合格者を採用候補者として決定します。採用候補者は、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。

職員の育児休業取得状況によっては採用されない場合があります。

6　申込手続

申込方法	インターネットによる方法（電子申請） 以下の２次元コードまたはURL（https://logoform.jp/form/Trw5/1469456）から電子申請サービス（LoGoフォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して、受付期間中に送信してください。
受付期間	令和８年３月１１日（水）午前９時から４月６日（月）午後５時まで ※期間中に正常に受信したものを有効とします。
受験票交付	受付期間終了後に、LoGoフォームに受験票を登録することにより交付します。受験票登録完了をお知らせするメールに従い電子申請システムにアクセスして、受験票をプリントアウトし、写真を貼り、受験票部分を切り取って、選考当日に必ず持参してください。 なお、４月１５日（水）までに受験票登録のお知らせがない場合は、総務部職員課人事係（電話：03－3228－8041）まで至急ご連絡ください。

※システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、責任を一切負いません。

7　勤務条件について

（1）給与（令和７年１２月１日現在）

職　種	保健師	保育士
月　額	約２８５，９６０円	約２５５，６００円

※１　上記月額には地域手当が含まれています。

※２　採用されるまでに給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

※３　職務経験等がある場合は、一定の基準により加算されます。

※４　その他、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等の手当があります。

（2）休暇

年次有給休暇が年度で付与されます（採用月によって付与日数が異なります）。そのほか、慶弔休暇等があります。

（３）勤務時間

【保健師】

勤 務 日：原則として月曜日～金曜日（週５日）※事業実施日は土日、休日の勤務あり

勤務時間：原則として午前８時３０分から午後５時１５分までの１日７時間４５分

※事業実施日は勤務時間の変更あり。ただし、配属先によって勤務曜日・勤務時間は異なります。

【保育士】

勤 務 日：原則として月曜日～土曜日（週５日で、土曜日は８週間を通じて２回勤務）

勤務時間：午前７時００分（早番）から午後７時３０分まで（遅番）の間において１日７時間４５分

８　その他

①　採用内定者（保育士）については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうか確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しないことがあります。

②　採用にあたっては、令和８年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

そのため、申込時に特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。なお、採用に至るまでの過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。

９　問合せ先

〒１６４－８５０１　東京都中野区中野４－１１－１９

中野区総務部職員課人事係　電話：０３－３２２８－８０４１